

Takashi Tsuchiya monthly magazine

January 2024

T-NEWS

1

【 Vol.091 】



土屋 敬の「つれづれ雑記」

令和6年4月から相続登記が義務化に

補助金等により固定資産を取得した場合の圧縮記帳

インボイス制度開始における棚卸資産の消費税額の調整

理想の上司、先輩は「丁寧に指導する人」

M&A(第三者承継)での融資一例

人事・労務トピックス「あなたの職場では冬季うつ疑いがある方はいませんか？」



この度の災害により被災された皆さまへ

この度の令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、被害を受けられたお客さまからのお問い合わせを承るとともに、災害救助法適用地域のご契約者さまに特別なお取り扱いを行っております。

一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心よりお祈り申し上げます。



土屋 敬のつれづれ雑記 『これから』

春の訪れが待ち遠しい毎日ですが、皆さまいかがお過ごしですか？
今月は宇宙物理学の権威である佐治晴夫先生の言葉をご紹介します。



《これから》が【これまで】を決める。
やり直しはきかないけれど、生き直しはできる

とっても素敵な言葉ですよ。私は、自分の学歴や職歴、功績などの【これまで】が、《これから》を決めると思っておりました。ところが佐治先生は、どんなに今までが悲惨でも、しくじった人生であったとしても、《これから》良い人生を過ごせば、今までさえも塗り替えられるとおっしゃいます。人はともすると、今まで歩んだ人生にとらわれてしまい、不自由に生きてしまいがちですが、心身をリセットしてゼロから『生き直し』ができるのだそうです。では、どうすれば心身をリセットして、ゼロから生き直しできるのか？ ポイントは3つあるそうです！

1. 明朗であること

明朗闊達。明るくおおらかで、小さいことにはこだわらないことが大事。

2. 自分の魂が喜ぶことをする

自分の魂が一番喜ぶ瞬間は、人が喜んでくれたときです。つまり、人から感謝されたり、必要とされているとき。そして、笑いに囲まれているときです。

3. 人生は素晴らしいものと信じる

未来は明るいと思うのか、未来は暗いと思うのかで、生き方は大きく変わってきます。未来は明るいと思えば、明るいできごと気づき、未来は暗いと思えば暗いニュースばかりに目がいきます。未来は素晴らしいと信じていることができる人は、明るい未来を引き寄せることができます。

《これから》の人生を、明るくおおらかで、小さいことにはこだわらず、笑顔を絶やさず、明るい未来と信じてポジティブに生きていきたいものですね。佐治先生の言葉を胸に刻みたいと思います。

今日も一日、笑顔で一緒に頑張ってまいりましょう！

自動車保険・火災保険についても、お気軽にご相談ください。



令和6年4月から相続登記が義務化に

令和6年4月1日、改正された不動産登記法が施行され、相続登記の申請が義務化されます(同法第76条の2第1項)。この改正は、相続登記の義務化だけでなく新しい制度が導入されるなど、簡単な話ではありませんので改正の内容と一緒に確認していきましょう。

■相続登記の義務化

文字通り、これまで任意だった相続登記が義務化になります。相続により不動産を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を申請しなければなりません。これによって所有者不明の不動産を少なくすることができ、社会的な利益は大きいと考えられます。

■対象となる相続

過去の相続もすべて対象になります。これは注意が必要です。通常、改正法が施行される際は、施行日以降のことが対象になることが多いのですが、相続登記義務化の対象となる相続は、施行日以前の相続もすべて対象になります。

つまり、明治、大正、昭和初期に発生したような相続でも、その相続登記がされていない場合、相続登記義務違反になるということです。相続登記義務化の話は、相続登記未了の不動産が多すぎるというところから始まっているので、施行と同時に相続登記義務違反になる不動産が極めて多いのではないかと推測されます。

まずは、身近な相続で放置しているものがないか確認をしてみてください。父母の相続、祖父母の相続などで相続登記をされましたか？ 田舎の不動産も漏れなく登記がされていますか？

■対象となる不動産

土地と建物です。所有者不明土地が社会問題になったことから、土地だけが対象になっていると思われるかもしれませんが、条文上「不動産」が対象となっており、不動産登記法において不動産というのは「土地または建物」ですから(同法第2条第1号)、土地と建物が対象になります。

■過料

正当な理由もなく相続登記をしない者は、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。相続登記の義務は、いわゆる努力義務ではなく過料を伴う義務なのです。ここも改正の大きなポイントであり、国の本気度を感じられると言ってもよいかもしれません。

高野 守道(司法書士)

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

補助金等により固定資産を取得した場合の 圧縮記帳

たとえば、法人が事業再構築補助金をもらって機械装置を取得した場合、その補助金の金額を収益計上し課税されてしまうと、機械装置を取得するための資金が不足し、本来の補助金の目的を達成できなく恐れがある。こうした事態を避けるために「圧縮記帳」という制度が設けられている。

■圧縮記帳とは？

法人が設備投資をする際に国や地方公共団体から補助金を受けた場合や、災害等により固定資産の損害により保険金を受けるなどした場合、その収入金額を益金の額に算入しなければならない。このような取引に係る収益を益金の額に算入することは、原則的には法人税が課税されることを意味しているから、その課税によって目的資産等の取得を困難にさせるという障害が生じ、補助金等を受けた目的が達成されなくなる恐れがあるなど、租税政策や産業政策から適当とされない場合がある。

そこで、補助金収入や保険金収入等の収益についても課税するという原則を貫きながら、その一方で、一定の要件のもとに税負担を将来に延期する方法として認められているのが「圧縮記帳」の制度である。

先述の事業再構築補助金は、独立行政法人中小企業基盤整備機構から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではないが、本補助金については、国税庁より「所得税法第42条または法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当する」との回答があり、本補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助金については、圧縮記帳等の適用が認められる。補助金等が圧縮記帳の対象かどうかは、公募要領等にて確認が必要である。

圧縮記帳は税法独自の制度で、補助金等で取得した資産の取得価額をその補助金等に相当する額だけ減額し、その減額した部分を損金の額に算入することにより、一時的に課税利益を生じさせない、すなわち課税の繰り延べを図る制度である。圧縮記帳を適用して取得した資産について、減価償却を行うときまたはその取得資産を譲渡した際の譲渡原価を計算するときには、圧縮記帳により減額した後の帳簿価額を基礎として計算する。

このようなことから、圧縮記帳を行った資産については、その減価償却を通じてまたは譲渡の際に、圧縮記帳によって課税されなかった収益に対する課税が実現していくことになり、結果として課税の繰り延べという効果が生じることになる。

■圧縮記帳制度の適用要件

圧縮記帳を適用するには要件がある。

- (1) 圧縮記帳を行う場合には、圧縮限度額内で確定決算において所定の経理処理をしなければならない。圧縮記帳の経理方法には、①損金経理により帳簿価額を直接減額する方法、②損金経理により積立金として積み立てる方法、③剰余金の処分により積立金として積み立てる方法がある。ただし、圧縮記帳の種類によっては②および③の方法を選択できないものがある。
- (2) 確定申告書に圧縮額等の損金算入に関する明細書を添付することが必要となる。

なお、個人事業において国庫補助金等の交付を受け、その国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得等をした場合には、確定申告書に一定の事項を記載することを条件として、その国庫補助金等のうち、その固定資産の取得等に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しないこととされている。また、この場合の固定資産に係る取得費の額については、実際にその固定資産の取得に要した金額等から総収入金額に算入されなかった国庫補助金等の額を控除した残額となる。この取扱を受けた固定資産に係る減価償却費の計算については、上記取得費の額を基礎として行う。

今村京子(マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ホームページ www.sonymife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

(カスタマーセンター) ☎ 0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

インボイス制度開始における棚卸資産の消費税額の調整

■免税事業者が課税事業者となった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整

免税事業者が新たに課税事業者となる日の前日において所有する棚卸資産のうち、納税義務が免除されていた期間中の課税仕入等に係るものがある場合、その棚卸資産についての課税仕入等の税額は、課税事業者となった課税期間の課税仕入等に係る消費税額とみなして仕入控除税額の計算の対象となる。

免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、令和5年10月1日から課税事業者となった場合においても、この規定の適用を受けることができる。この場合、令和5年9月30日において所有する棚卸資産のうち、その棚卸資産についての課税仕入等の税額は、令和5年10月1日の属する課税期間の消費税額の計算にあたって、仕入税額控除の対象になる。

なお、棚卸資産に係る消費税額の調整の適用を受けるためには、その対象となる棚卸資産の明細を記載した書類をその作成した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間保存しなければならない。よって、課税期間の途中からインボイス発行事業者となった事業者が棚卸資産に係る消費税額の調整の適用を受けるためには、決算日だけでなく、期中においても棚卸を行う必要がある。

■経過措置期間に課税事業者になった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整

ところで、インボイス発行事業者の登録については、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においてインボイス発行事業者の登録を受ける場合は、登録希望日(適格請求書発行事業者の登録申請書の提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)からインボイス発行事業者となることができるという経過措置が設けられている。

参考:国税庁「Ⅱ 適格請求書発行事業者の登録制度」問7

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-04.pdf#page=5>

上記、経過措置期間における棚卸資産に係る消費税額の調整についても、免税事業者である期間において行った課税仕入について、適格請求書発行事業者から行ったものであるか否かにかかわらず、免税事業者が課税事業者となった初日の前日において有する棚卸資産に係る消費税額の全額について、仕入税額控除の適用を受けることができる。

■課税事業者が免税事業者となった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整

上記の場合とは逆に、課税事業者が免税事業者となった場合にも、棚卸資産に係る消費税額の調整が必要である。

課税事業者が免税事業者となる課税期間の直前の課税期間に仕入れた課税仕入等に係る棚卸資産を、その直前の課税期間の末日において所有している場合、その棚卸資産についての課税仕入等の税額は、その直前の課税期間における仕入控除税額の計算の対象にすることはできない。

免税事業者となる場合に、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入に係る税額控除に関する経過措置(いわゆる80%、50%控除)の適用を受けていた棚卸資産を有している場合には、その棚卸資産について調整する課税仕入等の税額は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までに仕入れた棚卸資産であれば、その80%を、令和8年10月1日から令和11年9月30日までに仕入れた棚卸資産であれば、その50%を掛けて計算することになる。課税事業者が免税事業者になる場合においては、棚卸表の作成において注意が必要である。

参考:国税庁「No.6491 免税事業者が課税事業者となった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6491.htm>

木下洋子(マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ホームページ www.sonymife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは

下記のフリーダイヤルをご利用ください。

(カスタマーセンター) ☎ 0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

新入社員の理想の上司・先輩は 「丁寧に指導する人」

■プライベートも大事にする上司・先輩を女性は重視

一般社団法人日本能率協会は、同会主催の新入社員向け公開教育セミナー参加者を対象に仕事や働くことに対しての意識調査を4月4日～11日にインターネットで実施、675人から得た回答による調査結果を公表している。

理想的だと思う上司・先輩について尋ねたところ、第1位は「仕事について丁寧な指導をする上司・先輩」(79.0%)。第2位は「言動が一致している上司・先輩」(53.2%)、第3位は「部下の意見・要望を傾聴する上司・先輩」(47.3%)という結果となった。

注目すべきところとしては、第5位の「仕事だけでなく、プライベートも大事にする上司・先輩」。男性は38.1%に対し女性は52.1%と高回答となっており、女性の方がプライベートも大事にする上司・先輩をより重視しており、このあたりは新入社員の働き方にも影響があると思われる、しっかりと押さえておきたいところである。

■あいまいな指示でとりあえず作業をする、8割は抵抗あり

仕事をしていくうえでの抵抗感について尋ねたところ、「上司や先輩からの指示があいまいでも質問しないでとりあえず作業を進める」ことに「抵抗がある」(「抵抗がある」+「どちらかと言えば抵抗がある」)が83.7%となった。その他で「抵抗がある」の回答が顕著だったのが、「知らない人・取引先に電話をかける」「会議や打ち合わせで自分の考えを発信する」という項目が上位にあがっていた。

抵抗感があることについて会社も理解しておくことは今後新入社員を育成していくうえで大事なところでもあるので、そもそもあいまいな指示をしないようにすること、そして部下とコミュニケーションをしっかりとって質問しやすい雰囲気をつくることも大切だと思われる。

■見込めない会社に対して、8割は転職を考える

新入社員自身の仕事・働き方に対する考え方について「A.定年まで一つの会社に勤めたい」「B.機会があれば転職・独立したい」のいずれかを尋ねたところ、「Bに近い」(「Bに近い」+「どちらかというとなBに近い」)と答えた割合が30.1%となった。

職場で遭遇するかもしれないいくつかのシチュエーションに対してその際に考えることを選んでもらったところ、「転職を考える」と回答した割合が高かったのは、トップが「会社の将来性が見込めなくなったとき」(78.4%)、第2位が「社風や企業文化が自分に合わないと感じたとき」(72.4%)、第3位が「昇給(月給が上がること)が見込めなとき」(59.0%)、第4位が「昇進が見込めなくなったとき」(57.8%)、第5位が「会社が社会の役に立っていないと感じるとき」(56.3%)となった。

現代の新入社員の考え方をよく理解するためにもこのような調査結果を参考にして、入社時からの新入社員とのコミュニケーションの取り方について再度研修やロールプレイングで留意すべき点を復習してみるといいだろう。

出典：2023年度「新入社員意識調査」(一般社団法人日本能率協会)

<https://jma-news.com/archives/6230>

庄司英尚(株式会社アイウェーブ代表取締役、アイウェーブ社労士事務所代表、社会保険労務士)

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは

下記のフリーダイヤルをご利用ください。

〈カスタマーセンター〉 ☎ 0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

M&A(第三者承継)での融資一例

■資金の事前計画が重要

個人が起業する場合や、中小企業が多角化・他地域進出などの事業戦略の1つの手段として、M&A(第三者承継)をご検討される方もいらっしゃるだろう。M&Aご検討段階で必ず行っていただきたいのが、出ていく費用と必要となる資金の入念な計画である。

M&Aで事業の譲り受けをされる場合、成約時に多くの費用がかかる。たとえば、株式や事業の買取金や、登記変更など事務手続費用などだ。M&Aアドバイザーへ支援を依頼していた場合、その手数料も成約時に一括で支払うことが多い。必要であれば、内装や設備のリニューアル費用、新システムの導入費などもかかってくるだろう。忘れてはいけないのが、当面の仕入にかかる費用・給与の支払・家賃など、事業の運営に必要な運転資金だ。

上記を考えると想定よりも多めに資金を準備した方が安心だ。手元資金が潤沢でない場合、資金調達が必要かつ重要となる。

■(中小企業者の場合)取引のある金融機関へ相談する

中小企業の場合、まずはお付き合いのある金融機関へご相談されることをおすすめする。その際、M&Aに必要な資金に利用できる保証制度があるので、ご検討のうえ、金融機関の担当の方にご相談されてみてはいかがだろうか。

◇経営承継準備関連保証

- ・対象者: 経営承継円滑化法の規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者
- ・資金使途: 株式等の取得資金、事業用資産等の取得資金
- ・限度額: 2億8,000万円

出典: 全国信用保証協会連合会「事業承継をお考えの方」<https://www.zensinhoren.or.jp/model-case/shokei/>

■政府金融機関の融資

日本政策金融公庫にM&A向けの融資制度がある。事業が2つあり、自身がどちらに該当するか、そして、利用対象の枠が5つあり、枠によって利率が変わってくるのでどれに該当するかも、事前に日本政策金融公庫にご確認いただきたい。

◇事業承継・集約・活性化支援資金

	中小企業事業（中小企業の方向け）	国民生活事業（個人企業・小規模事業者の方向け）
融資限度額	7億2,000万円	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）	
担保・保証人等	要相談	

出典: 日本政策金融公庫「事業承継・集約・活性化支援資金(中小企業事業)」
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jigyokeisyout.html>

出典: 日本政策金融公庫「事業承継・集約・活性化支援資金(国民生活事業)」
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jigyokeisyout.html>

上記の表の保証制度・融資制度は概要を掲載している。詳細は出典元の情報をご確認いただきたい。

山崎美穂(マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

〈カスタマーセンター〉 ☎ 0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

人事・労務TOPICS

2024.1

あなたの職場では**冬季うつ**の**疑い**がある方はいませんか？

冬になると気分が落ち込んだり、集中力が低下したり、あるいは倦怠感が現れたりといった症状がでる方がいらっしゃると思います。

このような症状でお悩みの方が身近にいらっしゃったら、それは「冬季うつ」かもしれません。

冬季うつとは、季節性感情障害と言われ、精神的なストレスなど心理的な原因でなく、季節変化により発症する病気です。毎年、秋から冬にかけて「うつ状態」となり、春になると自然に回復するという特徴があります。

冬季うつは、日照時間が短くなることが原因であると考えられています。

人間は紫外線を浴びることにより、体内でビタミンDが生成されます。そして、このビタミンDがセロトニンの合成に必要になります。しかしながら、冬は日照時間が短くなることから、ビタミンDが不足してセロトニンの合成が進まないという状態になります。

セロトニンは、他の神経伝達物質をコントロールして、精神を安定させる効果があり、それが不足すると冒頭のような症状があらわれるのです。

それでは、冬季うつに対処していくには、どのようにしたら良いのでしょうか。

- ・日照時間の短い時期には、できるだけ屋外に出て、太陽光を浴びる
- ・体内時計を整えるように、規則正しい生活をする
- ・セロトニン分泌に有効なウォーキングなどの有酸素運動やストレッチを行う
- ・セロトニン生成に必要な「トリプトファン」が多く含まれる食品（肉、魚、大豆などのタンパク質）を意識しながら、栄養バランスの良い食事を摂る

なかなか馴染みのない病気のため、本人も周囲も理解が及んでいないかもしれません。

しかし、理解の有無にかかわらず、職場の健康管理の基本としては、皆がほかの方々の健康状況を気にかけて、相談にのる、助け合うということが重要です。まずは、今回のテーマである「冬季うつ」の症状と対策を理解したうえで、今一度職場の健康管理の基本に立ち返ってみませんか。

※本稿は、2023年12月8日現在の情報にもとづき作成しております。
【制作・監修：中小企業福祉事業団】

ソニー生命が提供する「**メンタルヘルス対策チェック**」は、貴社のメンタルヘルス対策を診断するサービスです。現在の取組に課題はないか、この機会に診断をされてみることをおすすめいたします。

**メンタルヘルス対策チェックのご利用を希望されるお客さまは
ライフプランナーもしくは担当代理店までお申し付けください**

「メンタルヘルス対策チェック」アンケート用紙



ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎ **0120-158-821**

担当者

（支社・営業所） 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所
（氏名） ライフプランナー 土屋 敬
（住所） 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F
（電話） 022-296-5472 （FAX） 022-296-5474 （携帯） 090-9538-2463
（E-mail） takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp